

# 韓国大法院判決

内田 雅敏（弁護士）

## 1 大法院判決の骨子

① 日本の韓半島と韓国人に対する植民地支配が合法的であるという規範的認識を前提に、日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」を韓半島と亡訴外人、原告2に適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が込められた同事件の日本判決をそのまま承認するのは、大韓民国の善良な風俗や、その他の社会秩序に違反するものであり、したがって、我が国で、同事件の日本判決を承認してその効力を認定することは出来ない。

② 65年の請求権協定では植民地支配に基づく強制労働の慰謝料請求権の問題は入っていない。

③ 請求権協定で放棄されたのは国家の外交保護権であって、個人御請求権そのものは放棄されていない。

上記②、③は従来からの日本政府の見解そのもの。椎名外務大臣答弁「無償3億ドルは独立祝金であって、植民地支配の清算金ではない」、外務省柳井条約局長答弁「放棄は外交保護権であって、個人の権利は放棄されていない」

## 2 西松建設中国人強制労働事件最高裁第2小法廷4月27日判決が

「日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国、国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する機能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れない」と述べているのは前記外交保護権の放棄であって個人請求権そのものの放棄ではないとする見解と同じ。

## 3 付言による解決

前記最高裁判決は中国人受難者・遺族からの賠償請求については棄却したものの、判決に「被害の重大性を考えると当事者間の自発的解決が望ましい」付言し、この「付言」に基づき、2009年10月西松建設和解、2016年6月三菱マテリアル和解、それ以前の2000年11月に鹿島建設(花岡事件)和解が成立しており、中国人強制労働事件では日中共同声明という国家間の合意の修正、補完がなされている。日本政府はこれらの和解に異を唱えていない。

実は韓国との間でも、サハリン残留(置き去り)朝鮮人帰還問題、被爆者治療(国籍関係なし)、慰安婦問題などで、65年請求権協定の見直し、補完がなされている。